

デイサービスセンターやまびこ 料金表(R6.6～)

6時間以上7時間未満の基本サービス費により算出しています。延長サービスは別途料金が加算されます。

☆要介護1～要介護5

令和6年6月1日～

単位：円/日

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費※1	593	699	808	914	1023
入浴加算※2	41				
サービス提供体制加算※3	23				
介護職員等処遇改善加算※4	59	69	78	89	98
食費※5	800				
日用品費※6	170				
教養娯楽費※7	実費				

《1日あたりの利用料の目安》※1割負担の場合、1～6の合計

単位：円/日

利用者負担額（1割）	1,686	1,802	1,920	2,037	2,155
利用者負担額（2割）	2,396	2,629	2,865	3,098	3,333
利用者負担額（3割）	3,109	3,458	3,812	4,161	4,514

《月単位で算定される加算》

単位：円/月

科学的介護推進体制加算※8	41
ADL維持等加算（I）※9	31

※端数処理により合計金額が異なります。あくまで目安としてご参照下さい。

《処遇改善加算計算方法》

●介護職員等処遇改善加算Ⅱ※4

所定単位数（介護サービス費1か月の合計単位数）×（加算率9.0%）＝①（四捨五入）

① ×10.14＝②

② －（②×0.9（1割負担）又は0.8（2割負担）又は0.7（3割負担））＝ご利用者負担額

※端数処理により合計金額が異なります。あくまで目安としてご参照下さい。

☆要支援 1～要支援 2(宇陀市・総合事業)

令和6年6月1日～

単位：円

	要支援1		要支援2	
	1～4日	月5回以上	1～8日	月9回以上
利用回数	1～4日	月5回以上	1～8日	月9回以上
基本サービス費※1	433/日	1824/月	445/日	3672/月
サービス提供体制加算※3	90/月		179/月	
介護職員処遇改善加算※4	163/月		330/月	
食費※5	800/日			
日用品費※6	170/日			
教養娯楽費※7	実費			

利用者負担額（試算表）

		1割	2割	3割
一ヶ月3回利用した場合	要支援1	4,462	6,014	7,566
		6,927	9,004	11,081
一ヶ月6回利用した場合	要支援2	8,994	12,168	15,342
		12,911	17,092	21,273

☆要支援 1～要支援 2(東吉野村・総合事業)

令和6年6月1日～

単位：円

東吉野村総合事業	要支援1		要支援2	
	1～4日	月5回以上	1～8日	月9回以上
利用回数	1～4日	月5回以上	1～8日	月9回以上
基本サービス費※1	436/日	1798/月	447/日	3621/月
サービス提供体制加算※3	88/月		176/月	
介護職員等処遇改善加算※4	51/日	173/月	60/日	345/月
食費※5	800/日			
日用品費※6	170/日			
教養娯楽費※7	実費			

単位：円 / 月

利用者負担額（試算表）

		1割	2割	3割
一ヶ月3回利用した場合	要支援1	4,435	5,960	7,485
		6,909	8,968	11,027
一ヶ月6回利用した場合	要支援2	8,939	12,058	15,177
		12,872	17,014	21,156

《月単位で算定される加算》

単位：円 / 月

科学的介護推進体制加算※10	40
----------------	----

《要介護・要支援 共通備考》

※1 通所介護サービス費

- ・料金は介護サービス単位数×地域単価(宇陀市 10.14 東吉野村 10.00)で算出されます。加算の合計では端数により1円～10円の誤差が生じる可能性があります。
- ・送迎を行わないご利用者様は片道48円/回の減額となります。(要介護の方)

※2 入浴介助加算 入浴の提供およびその介助の加算です。

※3 サービス提供体制加算Ⅰ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上。

※4 介護職員等処遇改善加算とは、介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算です。要介護の方は介護サービス費合計に対して加算Ⅰ(9.2%)加算Ⅱ(9.0%)加算Ⅲ(8.0%)加算Ⅳ(6.4%)加算Ⅴのいずれかの加算率で計算されます。要支援の方は上記の表のとおり月額負担料金となります。料金表は加算Ⅱで計算を行っています。

※5 食費(800円/日)調理費・おやつを含んだ1食分の昼食料金です。

※6 日用品費(170円/日)デイサービスで提供されている以下の日用品目のセットについて【必要】【不要】を選択していただけます。

【日用品目セット内訳】

- | | |
|---|---|
| } | ティッシュペーパー、おしぼり、ペーパータオル、ボディソープ、シャンプー、リンス |
| | クリーム等、嗜好飲料(コーヒー、アクエリアス、ヤクルト等) |

尚、不要の場合は、必要時にご利用者様、ご家族にて準備等宜しくお願い致します。

※7 教養娯楽費(実費)レクリエーションで本人の希望により参加し創作した物や食べ物にかかった材料費(創作レクリエーション、おやつレクリエーション等)

※8 科学的介護推進体制加算とは科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用により、ケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。

※9 ADL維持等加算とは、一定期間の中でADLの維持または改善の度合いが一定水準を超えている事業所を評価する加算です。

② 以下のサービスについては別途自己負担となります。

- ・理美容代 2,000円 理髪を希望される場合、事前にご連絡ください。

※第1、第3金曜日予定。

- ・規定範囲以上のサービス地域を超えた場合の交通費(規定範囲を超えた地点から走行距離1kmにつき30円)※規定範囲は施設より半径5km圏内
- ・特別な教養娯楽費 特に別途費用が必要なレクリエーション行事については都度ご案内致します。

・紙パンツ代 200円

・パッド代 100円

③ 利用料の支払いについては、「当月末の翌月支払い」の「現金払い」です。

なお、「JA口座」をお持ちの方は、口座振替が利用可能です。ご相談ください。

④ サービス利用料の一部が保険制度上の支給限度額を超える場合(介護保険外のサービスの場合も含む)には、「全額自己負担」となります。